十三の二十七～十三の三十	（略）
十四～二十の四	（略）
二十の五	（略）
二十の六	グルカルピダーゼ及びその製剤
二十の七	（略）
二十一～三十八の二十	（略）
三十八の二十一	（略）
三十八の二十二	ジフアミラスト及びその製剤。ただし、一g中にジフアミラスト一〇mg以下を含有する外用剤を除く。
三十八の二十三	（略）
三十八の二十四	（略）
三十九～五十九の九	（略）
五十九の十	（略）
五十九の十一	セルペルカチニブ及びその製剤
五十九の十二	（略）
五十九の十三～五十九の十五	（略）
六十～百三十三の八	（略）
百三十三の九	（略）
百三十三の十	三―ヨードベンジルグアニジン(^{131}I)及びその製剤
百三十四	（略）
百三十四の二	（略）
百三十四の三	（略）
百三十四の四	ラニビズマブ（遺伝子組換え）［ラニビズマブ後続一］及びその製剤
百三十四の五	（略）
百三十四の六～百三十四の十	（略）
百三十五・百三十六	（略）

別表第五（第二百二十八条の十関係）

医薬品

一～五十	（略）
五十一	（略）
五十二	エンホルツマブ　ベドチン及びその製剤
五十三	（略）
五十四～百二十	（略）
百二十一	（略）

十三の二十六～十三の二十九	（略）
十四～二十の四	（略）
二十の五	グルカゴン及びその製剤
（新設）	
二十の六	グルタルアルデヒド（別名グルタラール）及びその製剤。ただし、グルタルアルデヒド〇・〇八％以下を含有する体外診断薬を除く。
二十一～三十八の二十	（略）
三十八の二十一	五・六―ジヒドロ―七―ヨード―^{123}I―五―メチル―六―オキソ―四H―イミダゾ［一・五―a］［一・四］ベンゾジアゼピン―三―カルボン酸　エチルエステル（別名イオマゼニル(^{123}I)）を含有する製剤
（新設）	
三十八の二十二	四・五―ジフエニル―二―オキサゾールプロピオン酸（別名オキサプロジン）及びその製剤
三十八の二十三	（略）
三十九～五十九の九	（略）
五十九の十	セルトリズマブ　ペゴル及びその製剤
（新設）	
五十九の十一	セルリポナーゼ　アルファ及びその製剤
五十九の十二～五十九の十四	（略）
六十～百三十三の八	（略）
百三十三の九	一一―ヨード―一〇―ウンデシン酸及びその製剤。ただし、一一―ヨード―一〇―ウンデシン酸〇・五％以下を含有する外用剤を除く。
（新設）	
百三十四	ヨードホルム
百三十四の二	（略）
百三十四の三	ラニビズマブ及びその製剤
（新設）	
百三十四の四	ラブリズマブ及びその製剤
百三十四の五～百三十四の九	（略）
百三十五・百三十六	（略）

別表第五（第二百二十八条の十関係）

医薬品

一～五十	（略）
五十一	塩化ラジウム(^{223}Ra)及びその製剤
（新設）	
五十二	オビヌツズマブ及びその製剤
五十三～百十九	（略）
百二十	セツキシマブ　サロタロカンナトリウム及びその製剤